

平成19年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：憲法（配点：100点）

### 注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから、第3問は7ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

以下の文章を読んで、あとの問に答えなさい。

A県は、一般職の地方公務員（以下、「職員」という。）の採用に関し、A県の人事委員会規則に基づき、募集要項のなかで採用試験の受験資格を日本国籍を有する者に限定している。A県では、一定の要件をみたした職員であれば、管理職選考を受験することができる。また、A県においては、管理職に昇任した職員に終始特定の職種の職務内容だけを担当させるという任用管理は行われておらず、例えば、医化学の分野で管理職選考に合格した職員であっても、管理職に任用されると、その職員は、その後の昇任に伴い、そのまま従来の医化学の分野にだけ従事するものとは限らず、担当がその他の分野の仕事に及ぶことがあり、いずれの分野においても、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、もしくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、またはこれらに参画する管理的な職務に就くことがあることとされている。

Xは、B国の国籍を有する特別永住者である。特別永住者は、出入国管理及び難民認定法2条の2第1項の「他の法律に特別の規定がある場合」に該当する者として、同法の在留資格を有することなく日本で永住することができ、日本における就労活動その他の活動について同法による制限を受けない。そして、地方公務員法等の他の法律も、特別永住者が地方公務員となることを制限してはいない。XはA県の職員採用試験を受験しようとしたが、受験資格がないとの理由で受験することができなかった。

そこでXは、このような受験制限はXの憲法上の公務就任権等を侵害するとの理由で、A県を相手に裁判を起すことを考えている。

問 裁判官の立場でXの憲法上の主張を判断する場合、どのように判断すべきかにつき、関連する判例・学説に触れつつ、答えなさい。

(配点：50点)

(憲法)

**第2問**

裁判所による憲法判断の方法のうち、適用違憲と合憲限定解釈につき、これまで裁判例に現れた実例をひとつずつ挙げながら、両者の憲法判断の方法にみられる共通点と相違点とを簡潔に説明しなさい。

(配点：25点)

**第3問**

憲法上、内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づくことなく、行政各部に対し、指導、助言等の指示を与える権限を有するか。判例に触れつつ、簡潔に述べなさい。

(配点：25点)